

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時20分)

日程第4「議案第39号令和4年度松田町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第39号令和4年度松田町一般会計補正予算(第4号)。

令和4年度松田町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,675万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ59億641万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月19日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第39号令和4年度一般会計補正予算(第4号)について御説明をさせていただきます。

初めに、8ページ、9ページ、事項別明細書の2になります。歳入より御説明をさせていただきます。款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金。説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、補正額2,784万7,000円となります。詳細につきましては歳出で説明をさせていただきます。

続きまして、国庫支出金、国庫補助金の目、民生費国庫補助金、説明欄につきましてもは価格高騰緊急支援給付金、事業費補助金といたしまして5,555万円。またですね、この事業に伴う事務費の補助金といたしまして、210万円の補正となります。こちら10分の10の補助事業となります。

次ですね、款、諸収入、項・目、雑入でございます。説明欄、持続可能な周遊観光促進事業補助金でございます。125万7,000円でございます。地域が連携して実施する誘客、周遊を促すための仕掛けづくり、また地域の魅力の発信の強化、周遊の促進に向けた事業に伴うものでございます。詳細につきましては

歳出で説明をさせていただきます。

それでは、続きまして歳出になります。10ページ、11ページになります。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄（1）職員給与費の職員手当等につきましては、国の支援の住民税非課税世帯等臨時特別給付金に伴う職員の時間外勤務手当33万2,000円の補正となります。こちらも10分の10の補助事業となります。

続きまして、説明欄、工事請負費では、健康福祉センター加圧給水ポンプ更新工事247万5,000円を補正するもので、健康福祉センター施設においてトイレの水洗に不具合が生じ、地下の受水槽のポンプの故障が判明をし、施設の運営に支障が生じているため、更新工事をここで至急実施するための補正となります。

当該ポンプ耐用年数につきましては、おおむね約10年と言われておりますが、福祉センターのポンプにつきましては約11年が経過していることと、2台あるポンプが自動で交互に運転している中で、1つのポンプが壊れていることが判明をし、今後2つ目のポンプの負荷を減らして故障を防ぐ観点から、ここで更新工事を行うものでございます。

続きまして、説明欄（5）感染症総合対策事業におきましては、次世代応援特別給付金でございます。こちらにつきましては、高校生や大学生等並びに社会人ですね、16歳から22歳まで約630人を対象に、1人3万円を給付する補正の事業でございます。1,914万7,000円の補正でございます。こちらも10分の10の補助事業として行うものでございます。

続きまして、説明欄4、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業でございます。こちらにつきましては、事務員補助員といたしまして、会計年度任用職員給与費として54万円を補正するものでございます。こちら6か月分を予定をしております。

続いて、この特別給付金事業の一つとしてですね、（3）の物価高騰緊急支援給付金事業では、事務費補助金、消耗品、郵送料、またシステムの改修費などでございます。そして、この給付金につきましては、住民税非課税世帯分の

1,110世帯分と家計の急変1世帯分、合わせて5,555万円を補正するものでございます。こちらにつきましても10分の10の補助事業となります。

次に、12、13ページにわたりますが、農林水産業費、農業費、農業振興費の説明欄（4）感染症総合対策事業の農業経営者物価高騰緊急支援金といたしまして、こちらは肥料や燃料、生産資材などの高騰する中でですね、農業経営の継続に対する支援といたしまして、農業所得を計上されている方を対象に一律3万円を給付する補正でございます。こちらも10分の10の補助事業として行うものでございます。

続きまして、目の自然休養村管理費でございます。説明欄（5）寄ロウバイ園施設管理経費でございます。こちらは寄ロウバイ園の管理運営に活用するための事業用備品の購入費251万4,000円を補正するもので、こちらは2分の1の補助事業となります。主なものにつきましては、卓上式の券売機の購入とウッドチップパーを購入するための補正でございます。

続きまして、款・項、商工費、目、商工振興費、説明欄（7）感染症総合対策事業です。中小企業・小規模事業者等物価高騰緊急支援金といたしまして450万円。こちらにつきましては、電気料等の値上げに伴い、生鮮食品の取扱い店舗などを中心に、町内の販売店舗を構えておられる事業者や理・美容、クリーニング業などの生活衛生関係営業の事業者などを対象に、事業の継続と町の賑わいを維持するための支援金を給付する補正でございます。1件当たり3万円で、対象予定件数は150件を予定しております。

続きまして、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、説明欄では庁用車管理経費で、備品購入費の事務用備品といたしまして、こちらはスクールバスへの寄幼稚園送迎バス用に安全装置1台分17万6,000円の補正となります。こちらの件につきましては、国がですね、静岡県の女児置き去り死亡事件を受けてですね、通園バスに設置する安全装置に関しですね、義務化が見込まれるため、これらの資材の物品等を素早く手配するとともに、緊急性を踏まえて、ここで補正をするものでございます。補助率につきましては、現在は9割ほど、上限額20万円というふうな国の見込みがなっております。こちらにつきまして

はですね、歳入につきましては今後決定次第、財源補正等を今後の補正で考えていきたいというふうに考えてございます。

また、項、幼稚園費、目、松田幼稚園費の庁用車管理経費につきましても、安全装置2台分でございます。35万2,000円の増額補正となります。

予備費につきましては、426万円の減額で、総額3,374万1,000円となります。

続きまして、14ページから19ページにつきましては、給与費明細書を添付させていただきました。また、20ページ、21ページにつきましては、100万円以上の工事内容に伴う説明資料として添付させていただきました。

以上、一般会計補正予算（第4号）について、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4 番 平 野 町独自の支援の3件について質問します。3件ともなんですが、これはプッシュ型か申請型なのか。それからお知らせ方法はというふうに考えているのか。そして、一律3万ということなんですが、その一律とした理由、それぞれがね、事業規模違うと思うので、そこを一律とした理由をお聞かせください。それからあと、次世代向けというところに関しては、誰に振り込むのかということも教えてください。

福 祉 課 長 それでは、次世代応援特別給付金につきましてはの支出方法、プッシュ型かどうかということで、現在プッシュ型を予定しておりまして、プッシュ型にすることで、交付決定通知等が省けますので、確認書を頂き…頂いて、それでもう支給ができるというふうになります。

お知らせ方法なんですけれども、これは対象者のほうを私どもで全て抽出をいたしますので、その方に個別に御案内をする予定であります。

3万円の理由でございますが、3万円を仮に12か月で割ったとすると、月2,500円ということになります。月の可処分額に2,500円上乘せされればですね、今まで2年以上もやはり不便な生活を強いられてきた若い方たちも、例えば円滑な、対面でのコミュニケーションも再開できるのではないかと。ニーズとしては多種多様になりますけれども、そういったものにいろいろ個人個人でお役

立て頂くようにということで、3万円という金額を設定をさせていただいたところでございます。以上でございます。

観光経済課長 町独自の、あと3制度とおっしゃいましたので、間違いでなければ、私のほうからは農業経営者物価高騰緊急支援金と中小企業のほうでよろしいですかね。

それでは、まず、こちらは両制度ともにですね、申請型を検討してごきます。お知らせの手法としましては、町の広報ですとかホームページ、また商工の関係につきましては商工会等との連携もしながらですね、周知をしていきたいと考えております。

また、3万円の給付というところの理由とか根拠的な部分という話かと思えます。こちらについては、なかなか人によっていろいろな差があるということは承知をしておりますけども、ここでよりスピーディーに、どのように支援をさせていただくかという点がまず1点。あとは、近隣のいろいろなところも制度上調べたんですけども、まだなかなかスタートを切れてないところが多いでございます。そういった中でも、例えば小田原市さんですとか、こういったところは農業の関係でいくと5万円とかですね、いろんなやり方をちょっとやっていらっしゃるところは承知しておるんですけども、まず松田の農業の状況とかですね、いろんなものを踏まえて、今回3万円ということで提案をさせていただいております。以上です。

福祉課長 申し訳ございません。1つ、誰に振り込むかというところでございます。申し訳ございません。現在、基準日に松田町に住民票があり、期間、具体的には2000年の4月2日から2007年の4月1日生まれまでの方でございますね、属する世帯の世帯主に支給をする予定でおります。以上です。

議長 よろしいですか。

4番平野 3点のところ分かりました。この世帯主に振り込むというところなんですけれども、以前の子育てのそれなんかもあったんですけども、やはり子供に対してということをはっきりと周知してお願いいたします。

議長 要望でよろしいですね。ほかにございますか。

5番田代 ページ10ページから11ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の負担

金補助及び交付金です。18番ですね。これについて、非課税世帯に対して特別給付金をお支払いするというので、1,110世帯というふうに聞いています。あと1点が、家計費が急変した世帯に1世帯あると。この件についてもう少し詳しく説明をお願いしたいと。あと、参考までに、5万円の根拠、この2点について御説明をお願いします。1世帯5万円給付の根拠です。よろしくお願いします。

福祉課長 それでは、田代議員の御質問にお答えいたします。今回の正式名称は電力・ガス・食料品等価格高騰特別給付金でございますが、こちらは9月9日に内閣の閣議決定を基に支給をする事業でございます。その中のメニューとして、住民税の非課税世帯と家計急変世帯、いわゆる家計急変世帯ということで、住民税の非課税世帯と同様の事情にあると、同様の事情にあると認められる世帯、これは国のほうからどういった世帯がそういうものに該当するかというのは細かく指定があるんですけども、その世帯に対して5万円を支給するという事業でございます。

5万円の根拠というのは、申し訳ございません。国のほうで決定ということで、そのまま支給を決定するものでございます。令和3年度、4年度に実施をした住民税非課税世帯と同じような形での枠組みで支給をさせていただくということになります。以上です。

5番 田代 今、私が一番聞きたかった…質問したかったのが、家計費の急変世帯、これについて、1世帯というお話だったんですけど、具体的にどういう世帯なのか。感覚的にはもう少しあるような感じするんですよ。それと、どういうふうな調査で、これ、実績だということなんですけれども、1世帯なのか。このことについて、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

福祉課長 申し訳ございません。それでは、家計急変世帯についてですけども、まずですね、令和3年度、4年度も同様の枠組みで、非課税世帯の方と家計急変の世帯の方にそれぞれ10万円を支給してまいりました。実績といたしまして、実は令和4年度の対象者が…対象世帯が、住民税の非課税世帯、令和3年度の住民税の非課税世帯が約1,000世帯ありました。その中、そのほかに家計急変世

帯ということで、コロナに…コロナを原因として失業ですとか、そういった憂き目に遭ってしまった方が8世帯おられました。そういったものを加味いたしまして、ほぼ住民税の非課税世帯で、低所得者という部分はカバーできると。その実績に基づいて今回1世帯、1世帯分だけ取らせていただいたということになります。

実は、過去に支給した中でも、実際にですね、申請をしてこられない世帯が住民税非課税世帯でもいらっしゃいました。理由はいろいろあるんですけども、例えば、私は生活保護を受けているので、これ以上必要はないとか、そういったことで申請を辞退される方が何割かやはりいらっしゃいましたので、そういった実績を見ながら、今回予算計上させていただいたところでございます。以上です。

5 番 田 代 再確認させてください。コロナ失業世帯が8世帯あったと。そのうち7世帯は非課税世帯であったと。1世帯については非課税世帯じゃないんで、ここで交付金を支払うと。私の一番質問したかったことは、生活弱者またはコロナで非常に大変な生活をされている方、そういった方について、この制度でフォローされているのかと。それが最後の質問です。よろしくお願いします。

福 祉 課 長 今回の支給に当たりまして、国のほうから家計急変世帯の例というのが来ております。そういったものをですね、柔軟に運用しながら、この価格高騰で御苦労されている方に対しては、なるべく対応ができるような形で窓口対応していきたいと思っております。以上でございます。

5 番 田 代 ありがとうございます。終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 まず、ページ9ページの歳入でですね、2,784万7,000円、地方創生臨時交付金。前年度においてはですね、これからも歳入見込みがあるよというふうな形の中での交付金事業を行っていたと思われませんが、これにつきましては今年度ですね、の追加交付等はあるのかをお伺いをいたします。

参事兼政策推進課長 交付金につきましては、今回ですね、追加交付金が4,400万ぐらいございました。その中で、総額、令和4年度の執行限度額につきましては、1億3,177万6,000

円でございます。いわゆる物価高騰等も含めた総額でございます。そして、今回までの補正後の予算を含めた額につきましては、8,070万5,000円、これが補正後の執行見込み額でございます。これを除した額につきましては、5,107万1,000円、こちらがですね、今後のきめ細かい事業として使える額になりますが、当初予算の4,400万円ほどコロナ対策は一般財源でやっていますので、その辺を含めて今後の補正予算で対応していきたいというふうに考えてございます。以上です。

6 番 井 上      じゃあ、あとですね、5,100万円ぐらいが追加で入ってくるという理解でなんですかね。ちょっとその辺を再度お願いします。

参事兼政策推進課長      追加、先ほど言いましたとおり4,400万が入ってきますので、それらを含めて総額が1億3,100というふうで御理解いただければと思います。以上です。

6 番 井 上      じゃあ、この後にですね、また4,400万が入ってくるということですか。あと幾ら入ってくる。

参事兼政策推進課長      残額、あと残りは幾らかということなので、5,107万1,000円、これが残額と、残りの額。入ってくるというか、残り含めてですね。（私語あり）なので、今現在そんな額で、残額が5,107万1,000円。（「何の残額。」の声あり）コロナ対策、感染症総合対策事業の総額に対して、今まで補正額、全て今回の補正も含めてやった場合の残りの額として5,100万ありますが、ありますが、当初予算のコロナ対策事業、一般財源として行っていますので、そこらを財源補正として4,400万円ありますので、充当した場合には残額として700万円ほどになっていくという、その辺の含めてですね、今後の補正予算で対応していきたいというふうには考えてございます。これが追加があるということなんですけども、追加はございません。

6 番 井 上      じゃあ、歳入のほうではですね、あと700万円あるということで、今回のこの地方創生臨時交付金2,700万円に対して約、ちょっとアバウトですけども、700万の3,400万円あるという、そういったものを前提としてですね、お聞きをしたいと思いますが。ここで法定事業ではなくですね、ページ11ページの16歳から22歳までの1,890万円とですね、あと商工…農業経営者、中小企業の事業



者ということで、それぞれ町のほうの事業として行うという補正だというふう  
に理解をしています。ただですね、この3点ともですね、全部3万円の定額支  
給ということで、農業と中小企業のほうは申請方式だということですが、  
条件としてですね、農業のほうは農業所得の申告をされていればいいという  
ような形ですが、商工振興のほうは、例えば法人の均等割は払っている人という  
ふうな定義があるのかどうなのかとですね、あと、次世代応援特別給付金630  
人分ですが、その中に勤労者も当然いると思われま。そういった人たちに対  
してもですね、その3万円を給付するのか。その辺の配付方法、対象人員の考  
え方についてお伺いをいたします。

観光経済課長 1点御質問にお答えするのは、商業のほうでよろしいですかね。農業と商業  
の関係で、3万円という今回支援金を考えておりますけれども、農業のほうは  
おっしゃるように、税務の申告がセットになっています。商業のほうに関して  
は、税務上の申告ではなくて、そのお店の実店舗があるかどうか。また、先ほ  
ど来説明をさせていただいておりますとおり、町なかの例えば生鮮食品などの  
取扱い店舗、小売りの要素を備えているところ、また生活面でいくと、生活  
衛生関係をやっているところ、こういったところが対象となるという整理  
をしております。ここで税務上のハードルを設けることは考えてはおりません。

福祉課長 それでは、次世代応援特別給付金について御説明をいたします。支払い方法  
につきましては、プッシュ型ということで、私どものほうから確認書をお送り  
して、そこで受け取りの意思を…勤労者も全部対象、年齢で区切って支給をす  
る予定でございますので、16歳から22歳まででございます。以上です。

6番井上 今ですね、この1,890万円と420万円、450万円含めると、870万円というこ  
とで、2,700万円ぐらいがそれに使われるということだと思います。考え方な  
んですけれども、今、この2,700万円にプラス今後ですね、700万円が入ってき  
て3,400万円ということですが、単に定額でですね、今の配付の内容を  
聞くとですね、定額で該当する人に年齢要件とかですね、農業・商工のほうの  
そういった基準に該当する人には、もう3万円を配付しますよという、見方に  
よってはばらまきのような形をとられています。その辺の考え方、なぜそうな

のか。

例えば今、農協の関係でもですね、肥料等の高騰、大分高騰しています。それに対してもですね、支援金を農協からの支援金事業ということで、今ここで申請等をこれから説明を行いながら取りまとめるという段階です。農協でもですね、実際にどういうふうな形になっているかという、肥料をですね、購入した額をですね、実際に領収書を農業申告のためにですね、購入した肥料代等については当然事業者は領収書を保管をしてある。そういったものを基準にですね、幾ら購入をして、それに対して農協のほうで係数を掛けて、じゃあそれだけの支援金を出しましょうというふうな制度をやっているということだと思います。そういった部分のですね、やはり制度設計をしてですね、ある程度、先ほどの16歳から22歳までの3万円につきましても、やはり世帯に給付するという、高額の世界、高額所得の世界も当然その中に含まれていると思うんですよね。その辺を一律で配付するよりも、実際にこういった部分で必要な基準というもので2,700万円、また今後のですね、来ると想定されている800万円を含めて3,400万円。こういった交付金を有効活用するべきではないかなというふうに考えますが、担当者、理事者の考え方をお伺いをいたします。

観光経済課長

私のほうでは2点、農業系と商業系のお話になります。農業系のお話につきましては、今、議員おっしゃったようにですね、JAのほうの取組も私のほうにも情報は届いてございます。ちょっと繰り返しのようですけども、肥料の関係は値上がり分の7割が国、さらにその残った分の2分の1を県、さらに農協さんとしては、これの補助もやろうというのが10月の広報ですかね、で見させていただいております。あと、窓口的にはですね、5件以上という申請に当たった取りまとめについても、JAさんのほうで鋭意取り組まれていくというような情報も私のほうに届いております。そういった面を考えると、肥料高騰に関しては一つのめどとしては大きく整理ができていのかと思いますけども、今回の話、ここでさせていただく部分というのは、松田の農業の関係というのはやはり非常に厳しい中で、コロナの関係、そして肥料以外にもありますよね。そういったものを含めて、なかなか支援というのが、収入保険の関

係はやらさせていただいておりましたけども、厳しいのかなというところを鑑みまして、また他の、ほかのところの自治体の動向なんかもいろいろ聞きながらですね、整理をさせていただいたというふうに御理解を頂ければありがたいと思います。

福祉課長 それでは次世代応援特別給付金の3万円につきまして、親の所得要件等々いろいろある中で、一律どうなのかというお話だと思います。御承知のようにコロナ禍、本当に突然でございました。その中で人生の大切な時期をですね、一瞬にして全てシャットダウンされてしまっていると。対面での十分なコミュニケーションがやはり環境が整わない中で、生活様式のそういった急激な変化でですね、外出もままならないですとか、社会経験もやはり乏しく、そういったものにあらがう手段を持っていない若い世代の方たち、また昨今の資源価格、急激な資源価格の高騰でですね、様々な不便な生活をやはり強いられているのではないかというところで、やはりこの名前にも込めさせていただきましたとおり、次世代を応援するという意味で、応援の意味を含めて給付金を支給するというふうに私どものほうでは考えております。以上です。

参事兼政策推進課長 今のですね、次世代の関係でございます。これはですね、当初総合計画アンケートや様々なところでですね、コロナに対してどんなところが欲しいのか、どんな支援が欲しいのかということで、今まで国や県が様々な世帯、非課税世帯に対してやってきた事業以外に、私たちは困っていると。しっかり税金も収めているのにという声も含めながらですね、また高校生としたのはですね、児童手当等の月1万円ほどの部分を含めて、3か月分ぐらいも含めたという観点で、今回この年齢に対して差別なくですね、しっかり税金を納めている方に対しても、その年代に対して支援をする。ただ、支払いについては世帯の対象者、主体になるんですけれども、個人に対してはしっかり払うよということの目的で一人一人の16～22歳に支払うということで、今回この提案をさせていただきました。今までもですね、非課税世帯に手厚い、いろんな支援がされております。そこはもちろん国の支援や県もあるんですけれども、やっぱりしっかり税金も払っている方の中で、特に年齢層の次世代ということで、今回絞って、町の

施策として取り組んだということで御理解を願えればというふうに思っています。以上です。

6 番 井 上 鈴木課長の答弁、気持ちは分かりますけれども、そうじゃなくてね、何で3万円を定額給付するのかと。そんな高額所得の方で、その世帯に対してお子さんが何人か、その該当するお子さんが何人いるか分からないんですけども、それをやってですね、やるのと、やはり低所得者世帯の方に対してやるのとは、やはりね、税金の使い道としてはちょっと違うのではないかなというところですよ。

あとですね、政策推進課長のほうのお話の中で、そうしますと16歳から年齢的にね、18歳まででいいのかな。高校生。そういった年齢要件というのは検討されなかったのか。今、児童手当という話をされましたよね。そうすると、だからその上の19歳から22歳というのは関係ないわけですよ。その辺を…（私語あり）ちょっとそれは説明間違いだっただけのいいんですけども。そういうふうに、年齢要件的にもね、成人を過ぎた年齢に対しても、この特別給付金をやるということは、やるよりも、ほかにですね、もう少し効果的な使い道を検討されなかったのか。そこについてお伺いをいたします。

町 長 御質問ありがとうございます。もうおっしゃるとおりのところ、非常に私も感じております。まあまあ、前提になるのは、これが通常時であれば、基準をつかって制度設計つかってやっていきたい、もう同じ考えです。おっしゃるとおり。ただ、国のほうも補助金をただただあげているんじゃなくて、やっぱりスピード感を持ってやっていただきたい。今、本当に目の前で困っている人たちに対して、手を差し伸べたいという国の意思があって、この補助金を我々頂いているというふうに今、考えているというところが大前提でございます。

それで、先ほどからお話がありました分について、訂正というかね、補助も含めてなんですけれども、今現在、子ども手当を頂いているのは中学生までなんです。中学生は一律、何人子供がいても対象者がいたら1万円。小学生に対しては1人目が1万5,000円で、2人目からは1万円ということで頂いている。しかしながら、高校生もお金しっかり塾もかかっているし、何もかかっている。

食べ盛りでもある。しかし、その対象にはなっていない。今度大学生に行ったら、さらにそういったものもあつたり、交通手段使って学校に行ってる。なかなかコミュニケーションが取れないというような年代があつたので、そういう22歳までを対象にしよう。対象した中で、当然もう高校卒業で仕事している子もいれば、専門学校を卒業して仕事をしている子たちもいる。しかし、やっぱり松田町として、その中でなおかつ高所得者の方々の中の子供さんたちもいる。ましてや、今回の非課税世帯の子供たちもいるかも分からない。ただ、そこで線を引いて、子供たちに線を引かせて、何で俺らもらえなくて、こっちもらったのとかということではなく、やはり一律に、しっかりと給付をして、その費用について、やっぱり我々としては手助けをしたいという思いが正直あつたところでもございます。

また、3万円の話の根拠という話も、以前話ありますけれども、やはり子ども手当というのが正直私どもとしては、私としては根拠にさせていただきました。これから多分給付をするとすると、恐らく早くても12月、もっと早ければ11月の末ぐらいになればいいなと思つてはいますけれども、やっぱりそこから12、1、2という感覚で考えれば、この3万円という子ども手当をもらっているというふうに考えると、3か月分で1万円ずつの合計3万円という数字にさせていただいたというなの考え方であつて、させていただいたところでもございますので、その辺のことを御理解いただければと思います。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。やはりタイミング的にですね、年内でというふうに、こういった地方創生臨時交付金事業、残りあと入ってくるのは800万円ぐらいということなので、そのうちの2,700万円をこういう形で使うのは、そういったスケジュール的な部分から見るとやむを得ないのかなというふうに思いますが、やはり町民の意識としてはですね、やはり、これはばらまきじゃないのかというふうに捉えるところもあるかと思つています。その辺をですね、今、担当課長、町長なりの回答がありました。そういった部分がですね、町民にちゃんと伝わるような形でのですね、周知をお願いをしまして、質問を終わらせていただきます。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第39号令和4年度松田町一般会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議、ありがとうございました。(12時00分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長 飯田 一

署名議員 7 番 南雲 まさ子

署名議員 8 番 中野 博